

大洲市下水道事業經營戰略

農業集落排水事業

計畫期間：令和3年度～令和12年度

令和3年3月

大洲市 建設部 下水道課

目 次

1. 事業概要	
(1) 事業の現況	P 1
(2) 民間活力の活用等	P 2
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	別紙
2. 将来の事業環境	
(1) 処理区域内人口の予測	P 3
(2) 有収水量の予測	P 3
(3) 使用料収入の見通し	P 4
(4) 施設の見通し	P 4
(5) 組織の見通し	P 4
3. 経営の基本方針	P 4
4. 投資・財政計画(収支計画)	
(1) 投資・財政計画(収支計画)	別紙
(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明	P 5
(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要	P 6
5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	P 7
経営比較分析表(平成30年度決算)	P 8
投資・財政計画(収支計画)	P 9・10

大洲市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 大洲市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成元年度 (31年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	非適 (令和6年4月1日から一部適用予定)
処理区域内人口密度	40.1人/ha (令和元年度末)	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	1処理区		
処 理 場 数	1処理場		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	該当無し		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	基本使用料 10 ³ まで：900円 超過使用料 10 ³ を超え 20 ³ まで：1 ³ につき65円 20 ³ を超え 30 ³ まで：1 ³ につき70円 30 ³ を超え 50 ³ まで：1 ³ につき75円 50 ³ を超えるもの：1 ³ につき80円 ※消費税別		
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当無し		
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	井戸水その他の使用による汚水の排出量は、使用者の態様その他の事情を考慮して市長が認定する。 【汚水排出量】 1人世帯：11 ³ 6人までの世帯：2人目から7 ³ /人 7人以上世帯：7人目から4 ³ /人 水道水と併用する場合は、上記の1/2(1 ³ 未満は端数切捨)		
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成29年度	1,550 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載
	平成30年度	1,550 円	平成29年度
	令和元年度	1,550 円	平成30年度
			令和元年度
			1,700 円
			1,680 円
			1,700 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	6名【課長、課長補佐、管理係(2名)、工務係(2名)】 ※人件費は管理係1名分を計上
事業運営組織	下水道課(2係):管理係、工務係

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	処理場の施設管理、処理場及び中継ポンプの保守点検について、それぞれ民間に委託している。
	イ 指定管理者制度	該当無し
	ウ PPP・PFI	該当無し
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当無し
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	該当無し

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

別添「経営比較分析表」による。

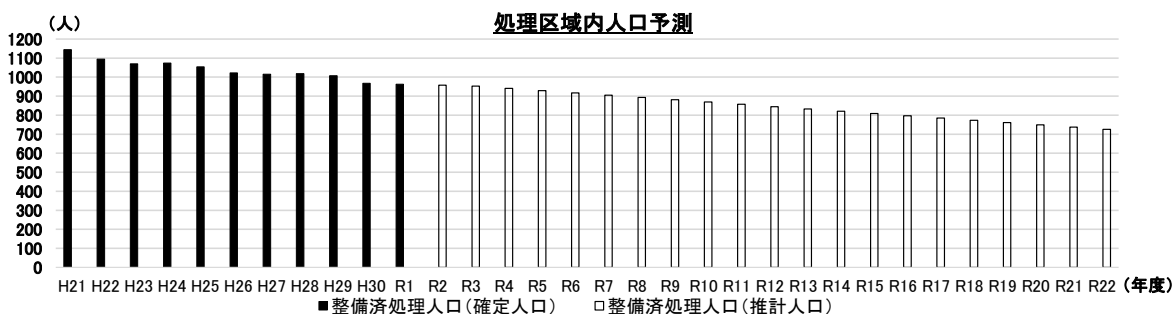
2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

集落排水の区域は、八多喜地区の中心部のみであり、処理区域の面積が小さいため人口予測が困難であるが、少子高齢化の影響もあり、これまでも減少傾向である。国立社会保障・人口問題研究所の本市の年齢別人口割合でも、65歳以上の人口割合が令和10年で42.5%、令和25年で49.0%と高い割合が予測されており、八多喜地区においても同様な状況が続くことが考えられる。

処理区域内の人口を予測するにあたり、平成21年度から令和元年度の処理区域内人口を確認したところ、平成30年7月豪雨の影響により、平成30年度の人口減少割合が大きかったことから、令和2年度以降の予測計算においては、同年度を除いた期間の内、比較の変動幅の安定している平成23年度から平成29年度の期間を、最小2乗法により計算し、令和3年度以降の人口を推計した。なお、令和2年度は、令和元年度末の実数と令和3年度推計値の平均としている。

処理区域内人口は、令和元年度末時点では、963人であるが、令和12年度末で845人、令和22年度末で725人を見込む。

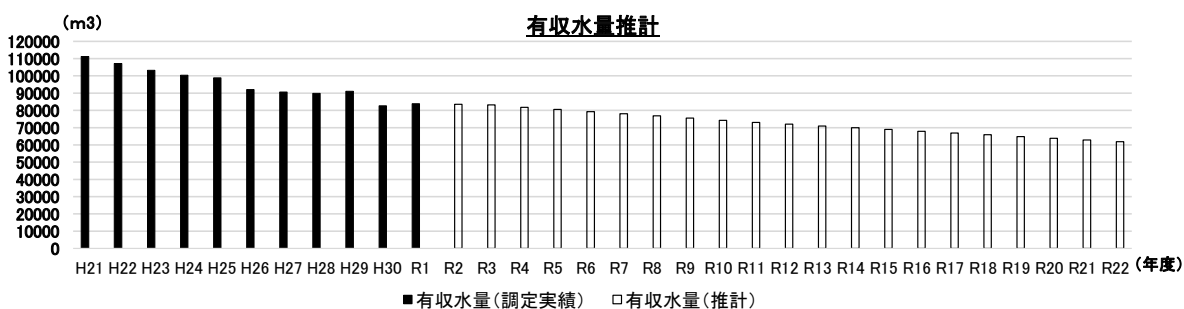
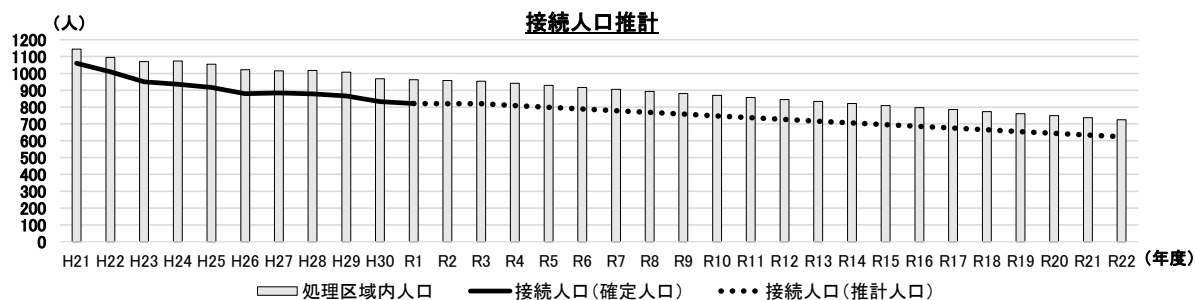


(2) 有収水量の予測

処理区域内人口に占める接続人口は、近年は約85%前後で推移しており、今後も同様に推移すると考えられる。

有収水量の予測計算については、平成27年度から令和元年度における各年度の有収水量を接続人口で割り、年度毎の1人当たり水量から過去5箇年の1人当たり平均水量を算出した。また、平均水量が10年前(平成21年度)の数値に比べ約97%に減少していたことから、令和元年度からの10年間については節水減があるものと考えし、令和11年度の1人当たり予測水量を基に、各年度における1人当たり水量を算出し、推計人口を乗じて有収水量を算出している。なお、令和11年度以降は現時点では節水減を考慮せず、今後の経営戦略見直し時にあらためて減少率を検証する。

有収水量は、令和元年度末時点では、83,877m³であるが、令和12年度末で72,000m³、令和22年度末で61,800m³を見込む。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入については、有収水量の各年度の推計値に、令和2年度における1㎡あたりの使用料見込額を乗じて算出しているが、今後においても有収水量の減少に伴い使用料収入は減となる見込みである。

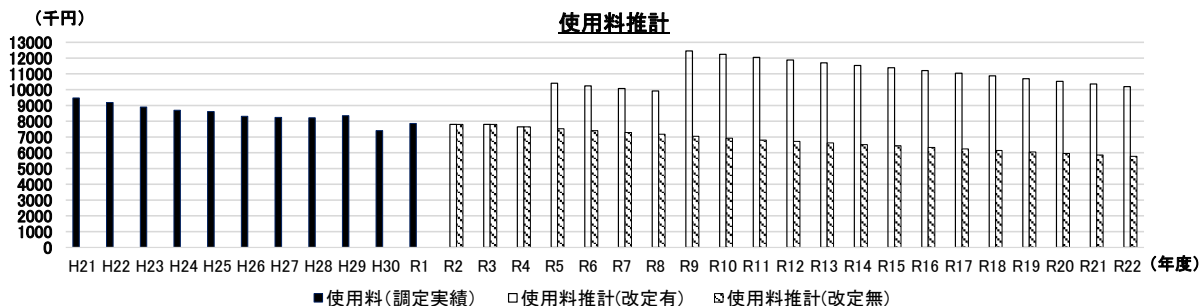
また、使用料収入だけでは、汚水処理にかかる費用を回収できていない状況である。

このようなことから、本推計に際しては、公共下水道事業と同様に、総務省が自治体に対して最低限行うべき経営努力とされている、「下水道使用料水準・月額3,000円/20㎡」を早期に確保する必要があるが、コロナ禍における使用者の負担増をできるだけ抑えるべく、令和5年度に使用料水準までの約5割程度について料金を改定し、令和9年度において20㎡当たり月額3,000円(税抜)となるような料金を推計し、不足額については一般会計からの繰入金を充当する収支計画としている。

(維持管理費の経費回収率：令和元年度決算 55%、令和5年度改定案 65%、令和9年度改定案 78%)

なお、使用料改定にかかる今後の予定として、令和3年度において業務委託により適正な使用料体系案を作成し、公共下水道審議会で公共下水道の料金改定とあわせて改定率等について慎重に検討し、審議会の答申を受けた後、議会へ上程する予定である。

また、料金改定により、本計画に大きな差異が生じ、事業経営に支障が生じる場合は、経営戦略の収支計画を改定する。



(4) 施設の見通し

本市所有の農業集落排水施設は、汚水処理施設1箇所、汚水管渠8,242m、マンホールポンプ場2箇所があり、供用開始後31年が経過している。

処理施設については、老朽化による機能低下が生じていたため、平成28年度から平成30年度にかけて改修工事を実施したところである。

本計画期間内においては、維持管理が主になるが、管路・マンホール・マンホール蓋について、健全度に応じた対策を実施し、施設の長寿命化に努める必要がある。

(5) 組織の見通し

現在、管理係及び工務係で施設管理等をしているが、公共下水道事業と兼務で行っているため、農業集落排水事業としては、人件費1名分の経費を計上している。

今後においても現状の組織体制を維持しながら、業務量に応じた、適正な組織運営を図る。

3. 経営の基本方針

農業集落排水施設については、平成元年の供用開始から31年が経過し、浄化施設・機器機械等の老朽化が進行し、機能低下が生じていたことから、機能診断結果に基づく改修工事を実施したところである。

また、八多喜地区においても少子高齢化等による人口減少が避けられない状況であることから、有収水量の低下が懸念されている。

農業集落排水施設は、快適な環境を守るために必要不可欠なものであり、今後も継続的に安定したサービスを提供する必要があることから、下記基本方針のもと健全な経営に取り組む。

1. 施設の適正な維持管理

管路施設については、必要に応じて点検・清掃を実施するとともに、中継ポンプについては定期的な巡回・点検を行い、常時排水機能が発揮できるよう維持管理に努める。

汚水処理施設については、定期的な日常点検や水質検査、汚泥の抜き取りを実施するとともに、消耗部品の取替を行い、常時汚水処理機能が発揮できるよう維持管理に努める。

2. 施設の長寿命化

汚水処理施設の改修工事は完了したが、今後においては、管路・マンホール・マンホール蓋について、健全度に応じた対策を実施し、施設の長寿命化に努める。

3. 事業経営の安定化

経営状況を正確に把握し、経営の健全化を図るため、令和6年度から地方公営企業法を一部適用する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	<p>農業集落排水施設については、平成元年度の供用開始から31年が経過していることから、機能診断結果に基づき施設改修工事を実施したところである。</p> <p>今後においては、維持管理の経費が主となる見込みであるが、機能診断結果に基づく管渠施設の改修工事を実施し、施設の機能維持を図る。</p>
-----	---

<p>【投資の目標に関する事項】 新たな地区の事業計画は無い。</p> <p>【管渠、処理場等の建設・更新に関する事項】 農業集落排水施設最適整備構想の機能診断結果に基づき、腐食した蓋の改修を計画的に実施する。</p> <p>【広域化・共同化・最適化に関する事項】 当施設は肱北浄化センターより下流にあるため、公共下水道施設との共同化は見込めない。</p> <p>【投資の平準化に関する事項】 農業集落排水施設最適整備構想に基づき、できる限り改修時期が重ならないように努める。</p> <p>【民間の活力の活用に関する事項(PPP/PFIなど)】 該当無し</p> <p>【防災・安全対策に関する事項】 該当無し</p>
--

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	<p>主な収入は使用料収入と一般会計からの繰入金である。経費回収率が、平成26年度約36%、平成28年度約45%、平成30年度約39%と低く、人口減少によりさらに減収が見込まれるため、使用料の見直しが必要である。</p> <p>具体的な使用料金の改定水準は、令和3年度において業務委託により算定する予定であるが、維持管理費の経費回収率が低いことから、公共下水道事業と同様、令和5年度からの料金改定に向けて検討し、農業集落排水事業においても、令和9年度に総務省が自治体に対して最低限行うべき経営努力とされている、「下水道使用料水準・月額3,000円/20㎡(税抜)」となるような料金改定を目指す。</p> <p>なお、使用料の改定率に関してはコロナ禍における使用者の急激な負担増とならないよう慎重に審議する。</p>
-----	---

<p>【使用料収入の見直し、使用料の見直しに関する事項】 使用料の改定については、公共下水道事業の改定予定時期に合わせ、令和5年度に改定し、その後3～5年の間隔を目安に、改定について検討する必要がある。</p> <p>なお、当収支計画では、総務省が求める使用料水準までの差額の約5割程度を令和5年度に改定し、令和9年度において20㎡当たり月額3,000円(税抜)となるような使用料収入で計画を作成している。</p> <p>【国庫補助金に関する事項】 該当無し</p> <p>【企業債に関する事項】 蓋の改修についての国庫補助金が無いため、起債の借入れを計画している。</p> <p>【繰入金に関する事項】 使用料収入だけでは維持管理経費が賅えていないため、繰入金を充当するが、料金改定によりできる限り一般会計からの繰入金の抑制に努める。</p>
--

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

民間の活力の活用に関する事項(包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	該当無し
職員給与費に関する事項	管理係、工務係とも公共下水道事業と兼務しているため、正職員1名分の人件費を計上している。人事異動があるが、現状の職階として令和3年度以降は同水準としている。
動力費に関する事項	経常経費における電気料金についてのみ、年1%程度の上昇を見込んでいる。
薬品費に関する事項	該当無し
修繕費に関する事項	各年度とも経常経費分を見込んでいるが、令和3年度については、早急に修繕が必要なマンホール蓋4基の修繕を見込んでいる。
委託費に関する事項	処理場の施設管理、処理場及び中継ポンプの保守点検について、今後においても民間に業務委託し事業運営を継続する。労務単価について年1%程度の上昇を見込んでいる。
その他	農業集落排水施設災害対策応援協定を結び、大規模災害時の応急対策等の応援を受けるため、令和3年度から一般財団法人地域環境資源センター(旧日本農業集落排水協会)の会員となる費用、年会費20千円を見込んでいる。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	該当無し
投資の平準化に関する事項	該当無し
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当無し
その他の取組	該当無し

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	公共下水道事業の使用料見直し時に、農業集落排水事業においても定期的な見直しを実施する必要がある。維持管理経費の一般会計からの繰入金金の解消に向けて検討が必要。
資産活用による収入増加の取組について	該当無し
その他の取組	少子高齢化等により区域内人口が減少傾向であり、今後、有収水量の増は見込めないため、できる限り経費節減に努める。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	処理場の施設管理、処理場及び中継ポンプの保守点検については、今後においても現在と同様の業務委託形式による管理運営を実施する。 なお、今後において3年程度の長期継続契約を検討している。
職員給与費に関する事項	現在においても必要最小限な人員配置であることから、人員削減は困難な状況である。 管理係、工務係とも公共下水道事業と兼務しているため、正職員1名程度の人件費は維持する必要がある。
動力費に関する事項	該当無し
薬品費に関する事項	該当無し
修繕費に関する事項	一般修繕費の範囲内で対応するが、出来る限りコスト削減に努める。
委託費に関する事項	委託業務の適正な発注に努め、過大な委託費とならないようにする。
その他の取組	少子高齢化等により区域内人口が減少傾向であり、今後、有収水量の増は見込めないため、できる限り経費節減に努める。

5. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	PDCAサイクルの考えに基づき、投資・財政計画の達成状況について毎年度進捗管理を実施し、計画と実績の乖離を検証する。経営戦略については、概ね5年で全体の評価と検証を行い、現状分析や社会状況の変化などを考慮したうえで更新を行うとともに、使用料改定の必要性の検証については、下水道整備審議会等で審議し、経費回収率の向上に向けたロードマップを策定する。 その他、使用料改定や関連施策の変更等、計画に大きな修正が必要となった場合は、計画を随時見直すものとする。
---------------------	---

経営比較分析表 (令和元年度決算)

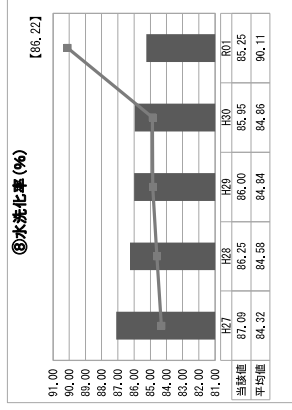
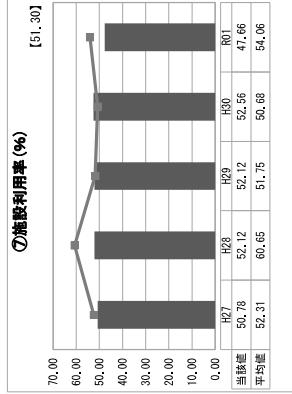
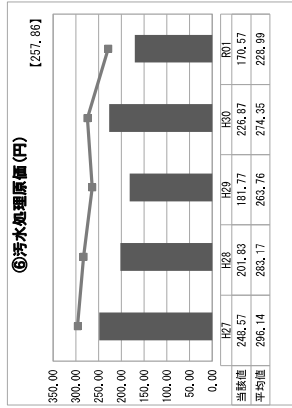
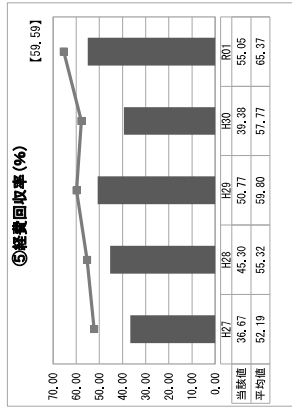
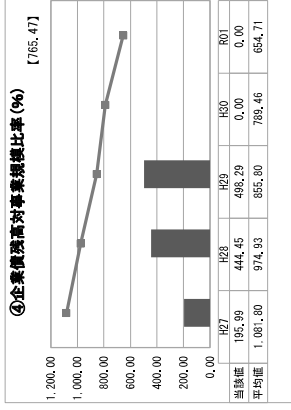
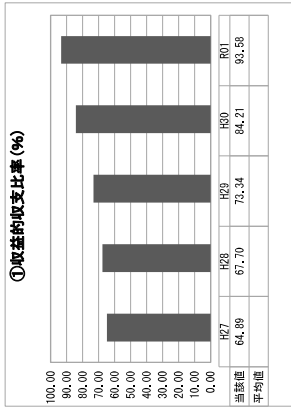
愛知県 大洲市

業種名 法非通用	事業名 下水道事業	類似団体区分 F1	管理者の情報 非設置	人口 (人) 42,706	面積 (km ²) 432.12	人口密度 (人/km ²) 98.83
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	1か月20m ³ 当たり変動料金 (円)	処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
-	該当数値なし	2.27	1,705	963	0.24	4,012.50

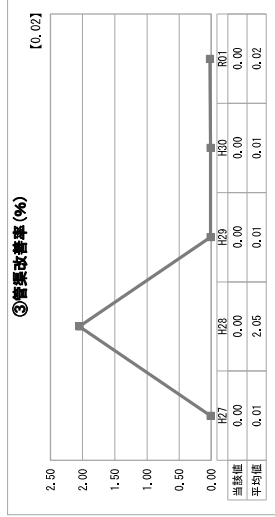
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- ▨ 類似団体平均値 (平均値)
- 【】 令和元年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



2. 老朽化の状況



分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 「収益的収支比率」は、前年度に比べ償還金が減少したことにより比率が上昇しているものの100%に達しておらず、総収益で総費用を賅えていない状況である。
 「汚水処理原価」については、有収水量の増加に伴い昨年度よりも減少している。また、「汚水処理原価」の減少に伴い「経費回収率」についても昨年度より増加している。しかし、100%には達しておらず、自主財源である施設使用料で維持管理費等を賅いきれていないことから一般会計からの繰入金で経費を支えている状況である。
 「企業債対高村事業債比率」については、着実に地方債償還が行われ、自主財源から償還する地方債は完済している。ただし、平成28～30年度の償還で施設の改築工事を実施したため、その償還の償還として一般会計負担額が増加する見込みである。あるが、人口減少に加え、利用者の節水意識の向上及び節水機器の普及による汚水量の減少が見込まれるため、今後は継続率の向上を図り、施設利用規模の適正化を進めていく必要がある。
 また、「水洗化率」は昨年とほぼ同水準を保持しているものの100%には達していないため、水質保全や使用料収入の確保、施設の適正利用のため継続率の向上を図る必要がある。

2. 老朽化の状況について
 当該施設は、供用開始から31年が経過している。汚水管渠については、耐用年数が50年とされていることから、現時点での更新工事の必要性は低い。汚水処理施設は、施設の経年劣化が進むとともに電機・機械等の設備は耐用年数を経過し、機能低下が生じたことから、平成25年度から平成30年度にかけて処理施設の改築事業を実施している。

平成25年度 : 機能診断
 平成26年度 : 施設設備構想等の作成
 平成27年度 : 施設改築に係る実施設計
 平成28～30年度 : 改築工事の実施

全体総括

当該施設の経営は、過激化等による施設使用料の減少、施設の老朽化等による維持経費の増大等により今後も厳しい状況が予想される。そのため、より効率的な施設管理による維持経費の削減を行うとともに、施設の面上や使用料率の見直しを行い、経営の健全化を図る必要がある。今後は、令和2年度に策定する経営戦略に基づき、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図る。

※ 法通企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
				16,315	15,992	16,105	15,917	16,028	16,198	16,322	16,577	16,718	16,833
収益的収入	1 総収入	14,541	15,417	16,315	15,992	16,105	15,917	16,028	16,198	16,322	16,577	16,718	16,833
	(1) 営業収入	7,876	7,800	7,800	7,640	10,413	10,245	10,077	9,922	12,458	12,243	12,045	11,880
	イ 受託工事収入	7,876	7,800	7,800	7,640	10,413	10,245	10,077	9,922	12,458	12,243	12,045	11,880
	ウ その他												
	(2) 営業外収入	6,665	7,617	8,515	8,352	5,692	5,672	5,951	6,276	3,864	4,334	4,673	4,953
	ア 他会社経入	6,665	7,617	8,515	8,352	5,692	5,672	5,951	6,276	3,864	4,334	4,673	4,953
	イ その他												
収益的支出	2 総費用	14,541	15,417	16,315	15,992	16,105	15,917	16,028	16,198	16,322	16,577	16,718	16,833
	(1) 営業費用	14,307	15,220	16,115	15,792	15,906	15,722	15,838	15,955	16,074	16,194	16,315	16,438
	ア 職員給与	4,057	4,210	4,387	4,387	4,387	4,387	4,387	4,387	4,387	4,387	4,387	4,387
	イ 退職手当												
	ウ 其他	10,250	11,010	11,728	11,405	11,519	11,335	11,451	11,568	11,687	11,807	11,928	12,051
	(2) 営業外費用	234	197	200	200	199	195	190	243	243	383	403	395
	ア 支払利息	234	197	200	200	199	195	190	243	243	383	403	395
イ うち一時借入金利息													
イ 其他													
3 収支差引	(A)-(D)	(E)											
資本的収入	1 資本的収入	3,528	89	1,598	2,232	4,749	5,298	10,861	5,864	5,867	17,870	6,052	4,566
	(1) 地方債	1,400						5,000			12,000		
	うち資本費平準化債												
	(2) 他会社計補助金	627	89	1,598	2,232	4,749	5,298	5,861	5,864	5,867	5,870	6,052	4,566
	(3) 他会社計借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金	1,501											
資本的支出	2 資本的支出	4,000	89	1,598	2,232	4,749	5,298	10,861	5,864	5,867	17,870	6,052	4,566
	(1) 建設改良費	3,002						5,000			12,000		
	うち職員給与												
	(2) 地方償還金	998	89	1,598	2,232	4,749	5,298	5,861	5,864	5,867	5,870	6,052	4,566
	(3) 他会社計長期借入金返還金												
	(4) 他会社計への繰出金												
	(5) その他												
3 収支差引	(F)-(G)	①											
		△ 472											

投資・財政計画
(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
				(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
収支再差引	(E)+(I)	△ 472											
積立金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	472											
前年度繰上充用金	(M)												
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)												
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実質収支	(P)												
(N)-(O)	(Q)												
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	94	99	91	88	77	75	73	74	73	74	73	79
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	7,876	7,800	7,800	7,640	10,413	10,245	10,077	9,922	12,458	12,243	12,045	11,880
地方財政法による資金不足の比率	$\frac{((R))/(S) \times 100}{(T)}$												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額	(U)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(V)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$\frac{((T))/(V) \times 100}{(W)}$												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	84,800	84,711	83,113	80,881	76,132	70,834	69,973	64,109	58,242	64,372	58,320	53,754

(単位:千円)

〇他会計繰入金

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
				(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
収益的収支分		6,665	7,706	10,113	10,584	10,441	10,970	11,812	12,140	9,731	10,204	10,725	9,519
うち基準内繰入金		1,237	286	1,798	2,432	4,948	5,493	6,051	6,107	6,115	6,253	6,455	4,961
うち基準外繰入金		5,428	7,420	8,315	8,152	5,493	5,477	5,761	6,033	3,616	3,951	4,270	4,558
資本的収支分		627					380	380	380	380	380	380	380
うち基準内繰入金							380	380	380	380	380	380	380
うち基準外繰入金		627											
合計		7,292	7,706	10,113	10,584	10,441	11,350	12,192	12,520	10,111	10,584	11,105	9,899